

表 - 3 指定省資源化製品

製 品	主務大臣	判断の基準の内容	勧告対象 生産量 または販売量
自動車	製造事業は 経済産業大臣、 修理事業は 国土交通大臣		10,000台以上
パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式または液晶式のものを含む）			10,000台以上
ユニット形エアコンディショナ（パッケージ用のものを除く）			50,000台以上
ぱちんこ遊技機			10,000台以上
回胴式遊技機			5,000台以上
テレビ受像機			50,000台以上
電子レンジ			10,000台以上
衣類乾燥機			10,000台以上
電気冷蔵庫			50,000台以上
電気洗濯機	製造事業は 経済産業大臣		50,000台以上
収納家具（金属製のものに限る）		等	10,000台以上
棚（金属製のものに限る）			10,000台以上
事務用机（金属製のものに限る）			10,000台以上
回転いす （金属製の部材により構成されるものに限る）			20,000台以上
石油ストーブ（密閉燃焼式のものその他 経済産業省令で定めるものを除く）			10,000台以上
ガスこんろ（グリル付きのものに限る）			10,000台以上
ガス瞬間湯沸器 （先止め式のものに限る）			5,000台以上
ガスバーナー付ふろがま （給湯部を有するものに限る）			10,000台以上
給湯機 （石油を燃料とするものに限る）			10,000台以上